平成22年２月19日
第2156号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（７８・農林政策課）……1
○保安林予定森林の指定通知（７９、８０・水と緑の森づくり課）……1
公安委員会告示
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（１６・生活環境課）……2

告　　示

秋田県告示第78号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第５条第４項の規定により、次のとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更したので、同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成22年２月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

（「次のとおり」は、省略し、農林水産部農林政策課及び地域振興局農林部に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第79号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所　　秋田市河辺北野田高屋字竹ノ子沢136の１、137の１、137の２、138、139の１

２　指定の目的　　水源のかん養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種を定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第80号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月19日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１⑴　保安林予定森林の所在場所

大館市十二所字猿田沢156の１、156の５、由利本荘市東由利法内字正木沢９から11まで、16、20の７、20の10、横手市大森町八沢木字堀戸39の６、66の１、89の１、124の４から124の８まで、124の10、124の12、124の13、124の15から124の18まで、124の20から124の46まで、124の48から124の51まで、124の53

⑵　指定の目的

水源のかん養

⑶　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

㈠　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正木沢20の７・20の10・字堀戸124の4・124の13（以上４筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1)　保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字湯瀬堰根口51の５、51の８、51の37（次の図に示す部分に限る。）、51の42、北秋田市新田目字上悪土125、127から129まで、131、134、135、137の１、138、139、142、147、148、阿仁幸屋字幸屋堂ノ前28の４から28の８まで、字高崎１の１、１の２

(2)　指定の目的

土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯瀬堰根口51の５・51の８・51の37・51の42・字上悪土125・127・131・134・字幸屋堂ノ前28の５・28の６・字高崎１の１・１の２（以上12筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1)　保安林予定森林の所在場所

横手市大沢字下片倉30、84の２

(2)　指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の３第１項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第２項の規定に基づき、公表する。

平成22年２月19日

秋田県公安委員会委員長　伊　藤　辰　郎

1　実施年月日

平成22年３月23日（火）午前９時から午後４時30分まで

2　実施場所

秋田市山王五丁目９番６号　警察共済組合秋田県宿泊所　ふきみ会館

3　講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて５時間実施する。

4　受講定員

40人

5　受講申込みに必要な書類

(1)　受講申込書　２通

(2)　写真　２枚

写真は、受講申込書を提出する前６か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが３センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6　受講申込み等

(1)　申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2)　受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日をいう。）を除き、平成22年２月19日（金）から同年３月18日（木）までの午前８時30分から午後５時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3)　受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7　講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8　その他

(1)　講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2)　講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号